

# 平成30年7月豪雨による 被災者の皆様への生活窓口案内

〈第4版 平成30年8月7日〉

「平成30年7月豪雨」で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。  
兵庫行政評価事務所では、今回の災害に関して、様々なお問合せや相談を受け付けております。

また、支援措置を講じている関係機関等と協力して、被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しておりますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

- 電話の場合：平日の8：30～17：15  
0570-090110 又は 078-321-1100

(注) 通話料がかかります。

また、上記以外の時間帯は留守番電話による対応となります。

- 来所される場合：平日の8：30～17：15  
住所：神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎2階  
兵庫行政評価事務所 行政相談課
- インターネット(メール)の場合：毎日受け付けています。  
URL：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html>
- FAXの場合：毎日受け付けています。  
078-333-7919

まぐみみ兵庫



総務省行政相談センター

総務省 兵庫行政評価事務所

〒650-0024

兵庫県神戸市中央区海岸通29番地

神戸地方合同庁舎2階

電話：078-331-9096 (代表)

0570-090110 (行政相談専用電話)

F A X：078-333-7919

(注) 関係各機関等における支援策等については、随時、追加、変更し、当事務所ホームページに掲載してまいります。

- 災害救助法適用市町(15市町)  
丹波市、篠山市、豊岡市、養父市、朝来市、香美町、西脇市、多可町、  
姫路市、宍粟市、たつの市、佐用町、神河町、市川町、上郡町
- 被災者生活再建支援法適用市町(2市)  
神戸市、宍粟市

#### 【特定非常災害の指定】

平成30年7月豪雨災害が特定非常災害に指定されました。この指定により、次の措置が講じられます。

- ① 運転免許のような許認可等について存続期間（有効期間）が最長で平成30年11月30日（金）まで延長されます。

平成30年6月28日以後に満了する許認可等が対象です。対象となる許認可、対象地域、延長後の満了日は今後、各府省の告示で定められ、下記の総務省特設ページ等でお知らせします。

- ② 事業報告書の提出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます（平成30年9月28日（金）までに履行すれば、処分や刑罰を受けません。）

上記のほか、③法人に係る破産手続開始の決定の留保、④相続放棄等の熟慮期間の延長、⑤民事調停の申立手数料の免除の措置が講じられます。（⑤の詳細は、最寄りの裁判所にお尋ねください。）

<総務省特設ページ>

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/important/kinkyu02\\_000283.html](http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000283.html)



# 目次



## 住まいや身の回りのこと

- 1 被災証明書の発行 (P. 1)
- 2 被災住宅の応急修理等 (P. 1)



## お金のこと

- 3 被災者生活再建支援金の支給 (P. 2)
- 4 災害援護資金の貸付 (P. 3)
- 5 災害弔慰金等の支給 (P. 3)
- 6 生活福祉資金の貸付 (P. 3)
- 7 住宅の建設、補修等の融資 (P. 4)
- 8 住宅ローンの返済 (P. 4)
- 9 雇用保険に関する特別措置等 (P. 5)



## 役所の手続きのこと

- 10 国税の特別措置 (P. 6)
- 11 県税の特別措置 (P. 7)
- 12 市町村税の特別措置 (P. 7)
- 13 公共料金の減免措置 (P. 8)
- 14 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合 (P. 9)
- 15 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合 (P. 10)
- 16 運転免許証の再交付 (P. 11)



## 民間の手続きのこと

- 17 損害保険 (P. 12)
- 18 生命保険の契約内容 (P. 12)
- 19 預貯金通帳等を紛失した場合 (P. 13)
- 20 法律相談等の窓口 (P. 13)
- 21 消費生活相談窓口 (P. 14)



## 医療・健康のこと

- 22 医療機関の受診 (P. 15)



## 教育のこと

- 23 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付 (P. 16)



## 事業者の方へ

- 24 農林漁業関係の復興支援 (P. 17)
- 25 中小企業者を対象とした相談窓口 (P. 17)



## そのほかの情報

- 26 災害ボランティア (P. 19)
- 27 ペット動物に関する相談窓口 (P. 19)
- 28 太陽光発電システムに関する相談窓口 (P. 20)



## 住まいや身の回りのこと

### 1 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅等の建物が被害にあったことを証明するもので、生活再建支援金・各種融資の申請、税金の減免などに必要となる場合があります。
- ◆ 詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。（連絡先は最終頁参照）  
※ 発行には、本人確認書類、被災状況が分かる写真等が必要です。

### 2 被災住宅の応急修理等

- ◆ 災害救助法が適用された市町において、災害により住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を、市町が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。
- ◆ 1世帯当たり58万4千円が上限となります。
- ◆ 以下の全ての要件を満たす方(世帯)が対象になります。
  - ・ 当該災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受けたこと  
※ 全壊の住家は、応急修理をすることにより居住が可能である場合は対象となります。
  - ・ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅含む）を利用しないこと
  - ・ 自ら修理する資力がないこと（半壊の方）
- ◆ 詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。（連絡先は最終頁参照）



## お金のこと

### 3 被災者生活再建支援金の支給

- ◆ 今回の災害で、被災者生活再建支援法の適用を受けた神戸市及び宍粟市で住宅が全壊・大規模半壊した場合、半壊の被害や敷地被害を受けてやむをえない事由で住宅を解体したなど以下のような場合において、生活再建のための支援金が支給されます。

また、対象となる世帯は、以下のとおりです。

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊、又は敷地被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が大規模半壊した世帯

- ◆ 支援金は、住宅の被害の程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金とがあります。基礎支援金は災害発生日から13月以内、加算支援金は災害発生日から37月以内が申請期間となっています。

- ◆ 詳しくは、市の窓口にお問い合わせください。（連絡先は最終頁参照）

#### 【基礎支援金】

住宅の被害の程度	全壊、解体、長期避難 (上記①、②、③)	大規模半壊 (上記④)
二人以上の世帯	100万円	50万円
一人世帯	75万円	37.5万円

#### 【加算支援金】

住宅再建の方法	建設・購入	補修	賃貸
二人以上の世帯	200万円	100万円	50万円
一人世帯	150万円	75万円	37.5万円

- ◆ 上記被災者生活再建支援金制度の支給対象とならない世帯に対しても、兵庫県の事業により、支援金が支給される場合があります。詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。（連絡先は最終頁参照）

区分	金額
全壊	150万円
大規模半壊	75万円
半壊	25万円
一部損壊・床上浸水	15万円



## 4 災害援護資金の貸付

- ◆ 災害により住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(3年)を含め10年です。据置期間中は無利子ですが、据置期間経過後の利率は年3%です。
- ◆ 詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。(連絡先は最終頁参照)

## 5 災害弔慰金等の支給

- ◆ 今回の災害でお亡くなりになられた場合に災害弔慰金が、災害による負傷、疾病で著しい障害が生じた場合に災害見舞金が、支給されます。
  - ・ 生計維持者がお亡くなりになられた場合 500万円
  - ・ 生計維持者以外がお亡くなりになられた場合 250万円
  - ・ 生計維持者が重度の障害を受けた場合 250万円
  - ・ 生計維持者以外が重度の障害を受けた場合 125万円
- ◆ また、お住まいの市町から災害見舞金等が支給される場合があります。
- ◆ 詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。(連絡先は最終頁参照)

## 6 生活福祉資金の貸付

### 【緊急小口資金】

- ◆ 生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金（生計維持のため、緊急かつ一時的に必要な少額資金の貸付け）について、貸付対象を低所得世帯から被災世帯へ拡大するとともに、据置期間の延長等を行う特例措置が講じられています。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町社会福祉協議会にお問い合わせください。

貸付対象者	被災世帯（低所得者に限らない）
貸付上限	10万円以内 ※特別な場合20万円以内
据置期間	1年以内
償還期限	据置期間経過後2年以内
貸付利子	無利子
連帯保証人	不要

#### ※特別な場合

- ① 世帯員の中に死亡者がいるとき。
- ② 世帯員に要介護者がいるとき。
- ③ 世帯員が4人以上いるとき。
- ④ 重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に社会福祉協議会会長が認めるとき。



### 【住宅補修費・災害援護費】

- ◆ 低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対して、住宅の補修等のための資金(250万円以内)や災害により臨時に必要な経費(150万円以内)の貸付が行われます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(6か月以内)終了後、7年以内とされています。また、連帯保証人がいる場合は無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町社会福祉協議会にお問い合わせください。

## 7 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、建設資金、購入資金または補修資金について、金利を優遇した災害復興住宅融資を行っています。借り入れには、市町が発行する「り災証明書」が必要です。  
詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。

○ 住宅金融支援機構 お客様コールセンター：0120-086-353

- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。  
詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

## 8 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。

詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。

借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます。

○ 全国銀行協会相談室ナビダイヤル：0570-017109 又は 03-5252-3772  
受付時間は、午前9時から午後5時まで(土日祝、銀行の休業日を除く)





## 9 雇用保険に関する特別措置等

- ◆ 災害救助法の適用を受けた市町において被災した事業所に雇用されている方、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、特別措置が実施されています。
- ◆ 災害により事業所が休止・廃止し、一時的に離職された方については、失業給付を受給できます（一定の要件があります）。  
詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせください。
- ◆ 災害に伴う経済上の理由により休業を余儀なくされた事業主が、労働者の休業についての手当てを支払う場合、雇用調整助成金が利用できます。  
詳しくは、事業所を管轄するハローワークまでお問い合わせください。

### ○ 兵庫県内のハローワーク

事務所名	管轄	電話番号
ハローワーク神戸	神戸市(ハローワーク三田、灘、明石及び西神の管轄区域を除く)	078-362-8609
三田出張所	三田市、神戸市(北区の一部)	079-563-8609
ハローワーク灘	神戸市(灘区、東灘区、中央区の一部)	078-861-8609
ハローワーク西神	神戸市(西区の一部)、三木市	078-991-1100
ハローワーク西宮	芦屋市、西宮市、宝塚市	0798-75-6711
ハローワーク尼崎	尼崎市	06-7664-8609
ハローワーク伊丹	伊丹市、川西市、猪名川町	072-772-8609
ハローワーク柏原	丹波市	0795-72-1070
篠山出張所	篠山市	079-552-0092
ハローワーク豊岡	豊岡市	0796-23-3101
香住出張所	香美町、新温泉町	0796-36-0136
八鹿出張所	養父市	079-662-2217
和田山分室	朝来市	079-672-2116
ハローワーク明石	明石市、神戸市(西区の一部)	078-912-2277
ハローワーク加古川	加古川市、高砂市、稲美町、播磨町	079-421-8609
ハローワーク西脇	西脇市、小野市、加西市、加東市、多可町	0795-22-3181
ハローワーク姫路	姫路市(安富町除く)、市川町、神河町、福崎町、太子町	079-222-8609
ハローワーク龍野	姫路市(安富町)、たつの市、宍粟市、佐用町	0791-62-0981
相生出張所	相生市、赤穂市(一部)、上郡町	0791-22-0920
赤穂出張所	赤穂市(一部)	0791-42-2376
ハローワーク洲本	洲本市、淡路市、南あわじ市	0799-22-0620

(注)1 下線は災害救助法の適用を受けた市町

2 受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分まで

ハローワーク姫路については、月水金は午後6時30分まで、第1・3土曜日は午前10時から午後5時まで





## 役所の手続きのこと

### 10 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」などの措置が設けられています。いずれも所轄税務署への申請が必要です。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

#### ○ 兵庫県内の税務署

税務署名	管轄	電話番号
神戸税務署	神戸市(中央区)	078-391-7161
灘税務署	神戸市(灘区)	078-861-5054
兵庫税務署	神戸市(兵庫区、北区)、三田市	078-576-5131
長田税務署	神戸市(長田区)	078-691-5151
須磨税務署	神戸市(須磨区、垂水区)	078-731-4333
芦屋税務署	神戸市(東灘区)、芦屋市	0797-31-2131
西宮税務署	西宮市、宝塚市	0798-34-3930
尼崎税務署	尼崎市	06-6416-1381
伊丹税務署	伊丹市、川西市、猪名川町	072-779-6121
柏原税務署	<u>篠山市</u> 、丹波市	0795-72-1130
豊岡税務署	<u>豊岡市</u> 、 <u>香美町</u> 、新温泉町	0796-22-2101
和田山税務署	<u>養父市</u> 、朝来市	079-672-3171
明石税務署	神戸市(西区)、明石市	078-921-2261
加古川税務署	加古川市、高砂市、播磨町、稲美町	079-421-2951
西脇税務署	<u>西脇市</u> 、 <u>多可町</u>	0795-22-3171
三木税務署	三木市	0794-82-0501
社税務署	小野市、加西市、加東市	0795-42-0223
姫路税務署	<u>姫路市</u> 、 <u>神河町</u> 、 <u>市川町</u> 、福崎町	079-282-1135
相生税務署	相生市、赤穂市、 <u>佐用町</u> 、 <u>上郡町</u>	0791-23-0231
龍野税務署	宍粟市、 <u>たつの市</u> 、太子町	0791-62-0281
洲本税務署	洲本市、南あわじ市、淡路市	0799-24-1212

(注)1 下線は災害救助法の適用を受けた市町

2 受付時間は平日の午前8時30分から午後5時00分まで



## 11 県税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

### ○ 兵庫県内の県税事務所

事務所名	管轄	電話番号
神戸県税事務所	神戸市(中央区、東灘区、灘区、兵庫区、北区)	078-361-8504
西神戸県税事務所	神戸市(長田区、須磨区、垂水区、西区)	078-737-2370
西宮県税事務所	尼崎市、西宮市、芦屋市	0798-39-1518
伊丹県税事務所	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町	072-785-9407
丹波県税事務所	<u>丹波市</u> 、 <u>篠山市</u>	0795-73-3741
豊岡県税事務所	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町	0796-26-3623
加古川県税事務所	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町	079-421-9036
加東県税事務所	<u>西脇市</u> 、三木市、小野市、加西市、加東市、 <u>多可町</u>	0795-42-9330
姫路県税事務所	姫路市、 <u>神河町</u> 、 <u>市川町</u> 、福崎町	079-281-9070
龍野県税事務所	相生市、赤穂市、 <u>たつの市</u> 、 <u>宍粟市</u> 、太子町、 <u>上郡町</u> 、 <u>佐用町</u>	0791-63-5125
洲本県税事務所	洲本市、南あわじ市、淡路市	0799-26-2021

(注)1 下線は災害救助法の適用を受けた市町

2 受付時間は平日の午前9時00分から午後5時30分まで

## 12 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、住民税、国民健康保険税(料)、介護保険料等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長等の救済措置が受けられる場合があります。
- ◆ 詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。(連絡先は最終頁参照)



## 13 公共料金の減免措置

- ◆ 電気、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。

また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続き方法について、各社へご確認ください。

- ◆ 上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者（市町）にご確認ください。
- ◆ 各電話会社において、災害救助法の適用区域の被災者に対し電話料金の支払い期限の延長（1か月程度）等の支援措置を実施しています。

### ○ 各事業者の連絡先

事業社名		電話番号
関西電力(コールセンター)		0800-777-8810
大阪ガス(平成30年7月豪雨専用フリーダイヤル)		0120-330-474
N T T 西日本(料金問合せ受付)		116(局番なし)、0800-2000-116
N T T ドコモ	(ドコモ携帯電話から)	151(局番なし、通話料無料)
	(一般電話などから)	0120-800-000(通話料無料)
a u	(a u 携帯電話から)	157(局番なし、通話料無料)
	(一般電話などから)	0077-7-111(通話料無料)
ソフトバンク	(ソフトバンク携帯電話から)	157(局番なし、通話料無料)
	(一般電話などから)	0800-919-0157(通話料無料)

- ◆ N H K では、災害救助法の適用区域内で建物が、半壊、半焼または床上浸水以上の被害を受けた場合、申出に基づき、平成30年7月及び8月分の受信料が免除になります。

詳しくは N H K (0570-077-077 9:00~20:00 ご利用になれない場合 050-3786-5003) にお問い合わせください。



## 14 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは、各年金事務所にお問い合わせください。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。  
また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度等があります。
- ◆ 詳しくは、被災者専用フリーダイヤル、ねんきんダイヤル又は年金事務所にお問い合わせください。
  - 被災者専用フリーダイヤル：0120-010-551
  - ねんきんダイヤル：0570-05-1165

(050で始まる電話でおかけになる場合は、03-6700-1165)

受付時間は、月 曜 日：午前8時30分から午後7時00分まで  
火～金曜日：午前8時30分から午後5時15分まで  
第2土曜日：午前9時30分から午後4時00分まで

### ○ 兵庫県内の年金事務所

事務所名	管轄	電話番号
東灘年金事務所	神戸市(東灘区、灘区)※国民年金のみ	078-811-8475
三宮年金事務所	神戸市(中央区)、 神戸市(東灘区、灘区)※厚生年金、健康保険のみ	078-332-5793
兵庫年金事務所	神戸市(兵庫区、北区)	078-577-0294
須磨年金事務所	神戸市(長田区、須磨区、垂水区、西区)	078-731-4797
西宮年金事務所	西宮市、芦屋市、宝塚市、三田市、 <u>丹波市</u> 、 <u>篠山市</u>	0798-33-2944
尼崎年金事務所	尼崎市、伊丹市、川西市、猪名川町	06-6482-4591
豊岡年金事務所	<u>豊岡市</u> 、 <u>養父市</u> 、 <u>朝来市</u> 、 <u>香美町</u> 、 <u>新温泉町</u>	0796-22-0948
明石年金事務所	明石市、洲本市、三木市、小野市、南あわじ市、淡路市、加東市	078-912-4983
加古川年金事務所	加古川市、 <u>西脇市</u> 、高砂市、加西市、 <u>多可町</u> 、 <u>播磨町</u> 、 <u>稲美町</u>	079-427-4740
姫路年金事務所	<u>姫路市</u> 、 <u>相生市</u> 、 <u>赤穂市</u> 、 <u>宍粟市</u> 、 <u>たつの市</u> 、 <u>佐用町</u> 、 <u>神河町</u> 、 <u>市川町</u> 、 <u>福崎町</u> 、 <u>太子町</u> 、 <u>上郡町</u>	079-224-6382

(注)1 下線は災害救助法の適用を受けた市町

2 受付時間は以下のとおり

平 日：午前8時30分から午後5時15分まで(週初の開所日は午後7時まで)

第2土曜：午前9時30分から午後4時00分まで



## 15 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、相続、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。詳しくは、神戸地方法務局等にお問い合わせください。

### ○ 神戸地方法務局、支局、出張所

支局等名	管轄(不動産登記)	電話番号
神戸地方法務局 本局	神戸市(中央区、兵庫区、灘区)	078-392-1821
東神戸出張所	神戸市(東灘区)、芦屋市	078-451-7955~6
北出張所	神戸市(北区)	078-594-3351~2
須磨出張所	神戸市(須磨区、長田区、垂水区)	078-794-2045~6
西宮支局	西宮市	0798-26-0061~2
尼崎支局	尼崎市	06-6482-7401~2
伊丹支局	伊丹市、川西市、猪名川町、宝塚市	072-779-3451~2
三田出張所	三田市	079-563-2707
柏原支局	<u>丹波市</u> 、 <u>篠山市</u>	0795-72-0176
豊岡支局	<u>豊岡市</u> 、 <u>香美町</u> 、 <u>新温泉町</u>	0796-22-2703 0796-23-0417
八鹿出張所	<u>養父市</u> 、 <u>朝来市</u>	079-662-2767
明石支局	明石市、神戸市(西区)、三木市	078-912-5511~2
加古川支局	加古川市、高砂市、稲美町、播磨町	079-424-3555~6 079-424-7435
社支局	<u>西脇市</u> 、 <u>加西市</u> 、 <u>小野市</u> 、 <u>加東市</u> 、 <u>多可町</u>	0795-42-0201
姫路支局	<u>姫路市</u> 、 <u>神河町</u> 、 <u>市川町</u> 、 <u>福崎町</u>	079-225-1915~7
龍野支局	<u>たつの市</u> 、 <u>宍粟市</u> 、 <u>相生市</u> 、 <u>赤穂市</u> 、 <u>太子町</u> 、 <u>佐用町</u> 、 <u>上郡町</u>	0791-63-3221~2
洲本支局	洲本市、淡路市、南あわじ市	0799-22-0497 0799-22-0570

- (注)1 下線は災害救助法の適用を受けた市町  
2 受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分まで



## 16 運転免許証の再交付

- ◆ 災害により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合は再交付ができます。また、再交付手数料が免除される場合があります。
  - ◆ 詳しくは、下記連絡先にお問い合わせください。
- 明石運転免許試験場：078-912-1628



## 民間の手続きのこと

### 17 損害保険

- ◆ 損害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。
  - ご契約の損害保険会社
  - そんぽADRセンター  
ナビダイヤル：0570-022808（IP電話からは06-7634-2321）  
受付時間は午前9時15分から午後5時まで（土日祝、年末年始除く）
- ◆ 証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で照会できます。
  - 自然災害等損保契約照会センター  
フリーダイヤル：0120-501331（IP電話からは03-6836-1003）  
受付時間は午前9時15分から午後5時まで（土日祝、年末年始除く）

### 18 生命保険の契約内容

- ◆ 生命保険会社、かんぽ生命では、災害救助法適用市町にお住まいの被災者について、保険料の払い込み猶予期間の延伸（最長6か月）、保険金の非常時即時払い等の非常取扱いを実施しています。詳しくは、ご契約の生命保険会社、かんぽ生命にお問い合わせください。

また、家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。

  - 生命保険協会災害地域生保契約照会センター  
フリーダイヤル：0120-001731  
受付時間は午前9時から午後5時まで（土日祝を除く。）
  - かんぽコールセンター  
フリーダイヤル：0120-552-950  
受付時間は午前9時から午後9時まで（平日）、  
午前9時から午後5時まで（土日祝）





## 19 預貯金通帳等を紛失した場合

◆ 災害救助法適用市町にお住まいの被災者について、金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しを行っています。

- 各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
- ゆうちょコールセンター：0120-108420
- 金融庁相談ダイヤル ナビダイヤル：0570-016-811  
（IP電話からは03-5251-6811）

## 20 法律相談等の窓口

◆ 市町では、無料法律相談を実施しています。予約が必要ですので、各市町等の担当にお問い合わせください。

市町	担 当	申込み・問合せ
丹波市	丹波市社会福祉協議会	0795-82-4631
篠山市	市民協働課	079-552-5112
豊岡市	豊岡市社会福祉協議会	0796-23-2573
養父市	養父市社会福祉協議会	079-662-0160
朝来市	—	—
香美町	香美町社会福祉協議会 本所	0796-39-2050
	村岡支所	0796-98-1000
	小代支所	0796-97-2202
西脇市	防災安全課	0795-22-3111
多可町	多可町社会福祉協議会	0795-32-3425
姫路市	市民相談センター	079-221-2102
宍粟市	宍粟市社会福祉協議会	0790-72-8787
たつの市	たつの市社会福祉協議会	0791-63-5106
佐用町	佐用町社会福祉協議会	0790-78-1212
市川町	住民税務課	0790-26-1011
神河町	神河町社会福祉協議会	0790-32-2303
上郡町	上郡町社会福祉協議会	0791-52-2910



## 21 消費生活相談窓口

- ◆ 国民生活センターでは、今回の災害の被災地域及び被災者の方を対象として「平成 30 年 7 月豪雨消費者トラブル 110 番」を開設し、県内からつながる下記のフリーダイヤル（通話料無料）で、消費生活に関する相談を受け付けています。

- 平成 30 年 7 月豪雨消費者トラブル 110 番：0120-7934-48  
（IP 電話からは 03-5793-4110（有料））  
受付時間は午前 10 時から午後 4 時まで（土日祝含む）



## 医療・健康のこと

### 22 医療機関の受診

- ◆ 被災により被保険者証等を紛失、家に置いたまま避難している等、医療機関に提示できない場合には、医療機関の窓口で氏名、生年月日、連絡先、住所等を申し立てすることにより保険診療で受診することができます。詳しくは、保険者(健保は協会けんぽ、国保は市町)、各医療機関にお問い合わせください。
  
- ◆ 災害救助法の適用市町の住民の方で、適用市町の国民健康保険・介護保険、後期高齢者医療、協会けんぽに加入している場合、下記①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を申告していただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります(平成30年10月末まで)。
  - ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
  - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
  - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
  - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
  - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方



## 教育のこと

### 23 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、①災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、②奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受け付けています。緊急採用奨学金については、在学している学校を通じて申し込む必要があります。また、奨学金返還の減額返還・返還期限猶予は、「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を同機構に提出する必要があります。
- ◆ 学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対してJASSO支援金（10万円（返還不要））の申請受付をしています。在学している学校を通じて申し込む必要があります。



## 事業者の方へ

### 24 農林漁業関係の災害復興

#### ◆ 農林水産省相談窓口

- 近畿農政局兵庫県拠点  
電話番号：078-331-5924  
受付時間は午前9時から午後5時まで

#### ◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や災害復旧貸付等について、下記の相談窓口を設置しています。また、各農業協同組合等でも、融資等に関するご相談を受け付けています。

- 日本政策金融公庫 神戸支店<農林水産事業>  
電話番号：078-362-8451  
受付時間は午前9時から午後5時まで
- 農林中央金庫 大阪支店  
電話番号：06-6205-2111

### 25 中小企業者を対象とした相談窓口

#### ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。

#### ◆ 詳しくは、次の相談窓口又はお近くの商工会議所にお問い合わせください。

#### ○ 日本政策金融公庫

支店名		管轄	電話番号
神戸支店	国民生活事業	神戸市(兵庫区、長田区、須磨区、北区、中央区)、三木市(吉川町)、三田市	078-341-4981
	中小企業事業	県内全域	078-362-5961
神戸東支店	国民生活事業	神戸市(東灘区、灘区)、西宮市、芦屋市、宝塚市	078-854-2900
尼崎支店	国民生活事業	尼崎市、伊丹市、川西市、篠山市、丹波市、猪名川町	06-6481-3601



支店名	管轄	電話番号
明石支店 国民生活事業	神戸市(垂水区、西区)、明石市、洲本市、 <u>西脇市</u> 、三木市(吉川町以外)、小野市、南あわじ市、淡路市、加東市、 <u>多可町</u> 、 <u>稲美町</u> 、 <u>播磨町</u>	078-912-4114
豊岡支店 国民生活事業	<u>豊岡市</u> 、 <u>養父市</u> 、 <u>朝来市</u> 、 <u>香美町</u> 、 <u>新温泉町</u>	0796-22-4327
姫路支店 国民生活事業	姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、 <u>宍粟市</u> 、 <u>たつの市</u> 、 <u>市川町</u> 、 <u>福崎町</u> 、 <u>神河町</u> 、 <u>太子町</u> 、 <u>上郡町</u> 、 <u>佐用町</u>	079-225-0571

(注) 下線は災害救助法の適用を受けた市町

### ○ 兵庫県信用保証協会

事務所名	管轄	電話番号
神戸事務所	神戸市、明石市、三木市	078-393-3900
阪神事務所	尼崎市、伊丹市、西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町	06-6411-4133
但馬支所	<u>豊岡市</u> 、 <u>養父市</u> 、 <u>朝来市</u> 、 <u>香美町</u> 、 <u>新温泉町</u>	0796-22-5171
加古川支所	加古川市、高砂市、播磨町、稲美町	079-424-1105
西脇支所	<u>西脇市</u> 、小野市、加西市、 <u>篠山市</u> 、 <u>丹波市</u> 、加東市、 <u>多可町</u>	0795-22-6775
姫路事務所	姫路市、相生市、赤穂市、 <u>宍粟市</u> 、 <u>たつの市</u> 、 <u>市川町</u> 、 <u>福崎町</u> 、 <u>神河町</u> 、 <u>太子町</u> 、 <u>上郡町</u> 、 <u>佐用町</u>	079-289-3611
淡路支所	洲本市、南あわじ市、淡路市	0799-22-4493

(注) 下線は災害救助法の適用を受けた市町

### ○ 商工中金

支店名	電話番号
神戸支店	078-391-7541
尼崎支店	06-6481-7501
姫路支店	079-223-8431

- 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 近畿本部  
電話番号：06-6264-8613

- 近畿経済産業局 産業部 中小企業課  
電話番号：06-6966-6023



## そのほかの情報

### 26 災害ボランティア

- ◆ 災害ボランティアを必要とされている場合やボランティア活動への参加を希望されている場合は、各市町の社会福祉協議会にお問合せください。

○ 現在開設中の災害ボランティアセンター

市町	窓口	電話番号
丹波市	丹波市災害ボランティアセンター	0795-77-2359
宍粟市	宍粟市社会福祉協議会ボランティアセンター	0790-72-8787
養父市	養父市社会福祉協議会ボランティアセンター	079-662-0160

### 27 ペット動物に関する相談窓口

- ◆ 迷子になったペットに関する相談、飼い主不明のペットの保護情報、その他ペットの飼育全般の相談を受け付けています。

○ 兵庫県内の動物管理センター等

センター名	管轄	電話番号
兵庫県動物愛護センター	芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町、三田市、 <u>丹波市</u> 、 <u>篠山市</u>	06-6432-4599
但馬支所	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町	079-666-8071
三木支所	加古川市、高砂市、三木市、小野市、加西市、加東市、 <u>西脇市</u> 、播磨町、稲美町、 <u>多可町</u>	0794-84-3050
龍野支所	<u>たつの市</u> 、相生市、赤穂市、 <u>宍粟市</u> 、 <u>佐用町</u> 、 <u>神河町</u> 、 <u>市川町</u> 、福崎町、太子町、 <u>上郡町</u>	0791-63-5146
淡路支所	淡路市、洲本市、南あわじ市	0799-62-5811
神戸市動物管理センター	神戸市	078-741-8111
尼崎市動物愛護センター	尼崎市	06-6434-2233
西宮市動物管理センター	西宮市	0798-81-1220
あかし動物センター	明石市	078-918-5797
姫路市動物管理センター	姫路市	079-281-9741

(注) 下線は災害救助法の適用を受けた市町





## 28 太陽光発電システムに関する相談窓口

- ◆ 総務省行政評価局は、使用済太陽光パネルの廃棄処分等の実施状況を調査し、その結果を公表しています（平成29年9月8日）。  
調査においては、
  - ① 災害によって損壊したパネルであっても、日光が当たれば発電するため、直接触れると感電の危険性があること、
  - ② パネルには有害物質が含有されているものもあり、廃棄に当たっては適正な処理が必要であることとされているところ、こうした点が十分認識されていなかったことなどが明らかとなっています。詳細は、ホームページに掲載しています。
  - [http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/107317\\_0908.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_0908.html)  
総務省行政評価局 評価監視官（法務、外務、経済産業等担当）  
TEL：03-5253-5450（直通）
  
- ◆ 浸水等の被害を受けた太陽光発電システムの取扱い上の留意点をホームページに掲載しています。
  - <http://www.jpea.gr.jp/topics/180710.html>  
一般社団法人 太陽光発電協会  
〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-17 新橋 I-Nビル8F  
TEL：03-6268-8544
  
- ◆ 被災した太陽光発電設備の保管等について、注意喚起がなされています。
  - [http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/h30gouu/04\\_180706\\_solar.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/h30gouu/04_180706_solar.pdf)  
環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室  
TEL：03-5521-8358（内線6825）

(参考：各自治体の連絡先)

自治体名	連絡先(代表)
兵庫県	078-341-7711
神戸市	078-331-8181
東灘区	078-841-4131
灘区	078-843-7001
中央区	078-232-4411
兵庫区	078-511-2111
北区	078-593-1111
長田区	078-579-2311
須磨区	078-731-4341
垂水区	078-708-5151
西区	078-929-0001
尼崎市	06-6375-5639
西宮市	0798-35-3151
芦屋市	0797-31-2121
伊丹市	072-783-1234
宝塚市	0797-71-1141
川西市	072-740-1111
三田市	079-563-1111
猪名川町	072-766-0001
丹波市	0795-82-1001
篠山市	079-552-1111
豊岡市	0796-23-1111
養父市	079-662-3161
朝来市	079-672-3301
新温泉町	0796-82-3111
香美町	0796-36-1111

自治体名	連絡先(代表)
明石市	078-912-1111
加古川市	079-421-2000
高砂市	079-442-2101
稲美町	079-492-1212
播磨町	079-435-0355
西脇市	0795-22-3111
三木市	0794-82-2000
小野市	0794-63-1000
加西市	0790-42-1110
加東市	0795-42-3301
多可町	0795-32-2380
姫路市	079-221-2111
市川町	0790-26-1010
福崎町	0790-22-0560
相生市	0791-23-7111
たつの市	0791-64-3131
赤穂市	0791-43-3201
宍粟市	0790-63-3000
太子町	079-277-1010
神河町	0790-34-0001
上郡町	0791-52-1111
佐用町	0790-82-2521
洲本市	0799-22-3321
淡路市	0799-64-0001
南あわじ市	0799-43-5001